

奨学金貸与事業規則

(規則の準拠)

第1条 この規則は、一般財団法人広島県勤労者福祉推進協会（以下「この法人」という。）の定款第4条第1号に基づき、原則広島県内勤労者の子女に対する奨学金の貸与事業について定める。

(目的)

第2条 国家及び社会に貢献できる有為な人材を育成するため、原則広島県内勤労者の子女（以下「対象者」という。）が義務教育を受けた後、更に就学する者のうち希望者に対して奨学金を貸与し、勤労者の経済的負担を軽減させることを目的とする。

(被貸与者の資格)

第3条 被貸与者の資格は、原則広島県内勤労者又は県内事業所に勤務する勤労者で、次の学校に在学する子女を持つものとする。

- (1) 高等専門学校
- (2) 大学（短期大学を含む）又は専修学校の専門課程
- (3) 医科大学・歯科大学及び大学院

(貸与出願)

第4条 被貸与資格を有する希望者は、別に定める「奨学金貸与願」及び添付書類をこの法人に提出しなければならない。

(選考)

第5条 被貸与者の数は、原則として当該事業年度の予算枠内に限定し、その数を決定する。

2 選考は、この法人内に設置された奨学金貸与選考委員会において、厳正に行う。

(選考結果)

第6条 選考の結果は貸与出願者に通知することとし、公表はしない。

(貸与金額)

第7条 第3条に示す学校に在学する者については、月額30,000円とする。

(貸与期間)

第8条 貸与期間は、対象者就学校の最短就学年限とする。

(利子)

第9条 貸与金額については無利子とする。ただし、第12条による返済期間を過ぎて返済するときは、第13条の延滞金を支払うものとする。

(貸与方法と貸与期間)

第10条 貸与の方法は次の中から被貸与者が選択し、この法人の指定する金融機関の被貸与者の口座に振込送金する。

- ① 年額6分割貸与
- ② 年額2分割貸与
- ③ 年額一括貸与

- 2 前項の貸与時期は、年額6分割貸与は偶数月に、年額2分割貸与は4月と10月に、年額一括貸与は4月に送金する。

(返 済)

第11条 貸与金は定められた期間内又は期間前に全額返済するものとする。

- 2 返済は被貸与者と対象者が連帯してその義務を持ち、被貸与者が無収入となったときは対象者がすべての義務を負うものとする。
- 3 貸与決定後の貸借契約書には、被貸与者及び対象者の署名、捺印を要するものとする。

(返済期間と金額及び返済方法)

第12条 貸与金の返済は、対象者が修学を終了した月の6ヶ月経過後から貸与期間の2倍に相当する期間までに完済するものとする。

- 2 前項の修学を終了した月とは、対象者が対象の学校を規定された年限で卒業する月をいい、留年や休学による期間延長は認めないものとする。
- 3 返済月額、貸与月額半額以上(半額の倍数)、毎月の割賦返済とする。
- 4 貸与金の返済方法は、協会の指定する金融機関の被貸与者の口座からこの法人の指定する金融機関の口座への自動払込み方式とする。

(延滞金)

第13条 前条の返済期間に貸与金全額の返済がないときは、更に3ヶ月を猶予期間として認める。

ただし、この猶予期間を過ぎても返済しないときは、延滞金を支払わなければならない。

- 2 延滞金は未返済金額につき、年5%の割合で月割計算した額とする。
- 3 月割計算の起算日は返済期間の次月の月末とする。ただし、猶予期間は含まない。

(実施細則)

第14条 この規則の運用に関する実施細則を別に定める。

(疑 義)

第15条 この規則に疑義を生じたときは、理事会の決議により決定する。

(改 廃)

第16条 この規則の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

附 則

この規則は、この法人の移行(設立)の登記の日(平成26年4月1日)から施行する。

一部改正 平成27年5月14日 第1回理事会

実施日 平成27年6月1日より